



7月8日、地本は本部へ

「通勤手当等の見直しについて」 東京地本案を提出しました！

【通勤手当の見直しについて】

1. 職務乗車証の廃止をしないこと。
2. 「通勤手当の見直し」に伴う変更が発生するが、生活設計・福利厚生観点から購入券制度（家族証含む）を維持すること。
3. 通勤手当の支給条件である「在来線普通列車による通勤時間が1時間30分以上で、自社新幹線使用で45分以上短縮できる場合」に関わらず、通勤負担軽減の視点で支給すること。
4. 通勤手当の支給条件である「会社が認めた在来線普通特急を利用する場合」を拡大し、利用条件を緩和し在来線特急の利用区間を拡大すること。
5. 私鉄利用の定期券は通勤負担の軽減の視点に立った経路とすること。
6. 私鉄を含む乗り換えが伴う通勤に対して、乗り換え時間を含めた時間に考え方を変更すること。
7. 通勤援助金を実際の負担増に合わせて支給すること。
8. 新幹線通勤に際して「はやぶさ」などの全車指定席新幹線の利用を可能にすること。
9. 新幹線通勤者の負担増を軽減するために、特急券のみの定期券を設定すること。
10. 在来線特急通勤者の負担増を軽減するために、特急券のみの定期券を設定すること。
11. 児童手当や各自治体の医療費助成金が打ち切られるなどの影響が出る社員に対しては会社が責任を持って保証すること。

【別居手当の見直し】

12. 別居手当の支給条件を緩和し、実際に別居を選択している社員に支給すること。

【都市手当】

13. 異動前の都市手当支給期間が36ヶ月以上ある場合は、保証期間終了後、異動前の支給月数から36ヶ月を減じた月数分（24ヶ月を限度）、保障されていた級地区分の直近下位の級地区分を保証すること。
14. 直近下位の級地区分の保証後については、更に直近下位の級地区分を保証すること。

【事務関係】

15. 今施策において事務担当者の標準数を削減しないこと。また、施策実施に伴い事務作業の縮減について労使で検証を行い、必要であれば労使協議を行うこと。

【その他】

16. モニター制度廃止に伴う本人希望を無視した転勤逍遥を行わないこと。
17. 社員説明を丁寧に行うこと。特に定期券購入により収入増となり、標準報酬の増加による税負担の増加、児童手当や医療費助成金などに影響する事を対象社員には個別に説明すること。

**日々の生活では各種税控除の観点で、そして会社から提案されている「新たなジョブローテーションの実施について」にも直結する重要な内容です！
誰もが納得できる制度にするために、職場から議論を巻き起こそう！**